別添58　車幅灯の技術基準	別添58　車幅灯の技術基準
1.～3.10.　（略）	1.～3.10.　（略）
3.11.　非交換式のフィラメント光源を有する車幅灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.1.1.3.1.　（略）	4.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	4.1.1.3.2.　いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）	4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添59　前部上側端灯の技術基準	別添59　前部上側端灯の技術基準
1.～3.7.　（略）	1.～3.7.　（略）
3.8.　非交換式のフィラメント光源を有する前部上側端灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.1.1.3.1.　（略）	4.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	4.1.1.3.2.　いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）	4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添61　側方灯の技術基準	別添61　側方灯の技術基準
1.～3.7.3.　（略）	1.～3.7.3.　（略）
3.8.　非交換式のフィラメント光源を有する側方灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.1.3.　（略）	4.～4.1.3.　（略）
4.1.4.　複数の光源を有する側方灯の場合、その取扱いは以下によるものとする。	4.1.4.　複数の光源を有する側方灯の場合には、側方灯の光度は、いずれか１つの光源が正常に機能しない場合にあっても最小光度要件に適合し、すべての光源が点灯する場合にあっても最大光度要件を超えてはならない、この場合において、直列に接続されたすべての光源は、１つの光源とみなす。
4.1.4.1.　その光源の全てが直列接続された側方灯については、その光源を１つの光源とみなす。	
4.1.4.2.　いずれの側方灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	
4.2.～別紙２　（略）	4.2.～別紙２　（略）